

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康局
難病対策課
移植医療対策推進室

目 次

- 1. 臓器移植対策について 1-1
- 2. 造血幹細胞移植対策について 2-1

1. 臓器移植対策について

(1) 臓器移植の現状【資料 1-1～1-3】

平成9年の臓器移植法施行から今年で25年を迎えるが、法施行から令和3年12月末までの間、脳死下での臓器提供は796例行われている。

平成22年の改正法施行後は、脳死下臓器提供件数は増加傾向にあるものの、心停止後臓器提供件数は減少傾向にあり、総数としては微増に留まっている。また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、臓器提供件数は大幅に減少している。一方、令和3年12月末現在の移植希望者は15,471人となり、提供数が移植を必要とする者の数より大幅に少ない状況である。

これらの状況を踏まえ、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行うとともに、臓器提供施設の体制整備や連携強化を通じた地域における臓器提供体制の構築等を更に推進していく必要がある。

(2) 広報・普及啓発について【資料 1-4～1-7】

各都道府県等におかれては、毎年10月の臓器移植普及推進月間の「グリーンリボンキャンペーン」において、全国各地の著名なランドマークや建物をグリーンにライトアップするなど、各種の活動にご尽力いただいているところであり、今年度は過去最多の40都道府県において、グリーンライトアップを実施いただいた。次年度以降も、引き続きご協力をお願いするとともに、今年度実施していない県におかれては、次年度の実施をお願いしたい。

また、臓器移植に対する国民の理解と関心を深めるためには、都道府県コーディネーター、各都道府県のバンク、移植施設などの関係機関や関係団体との連携や協働等により効率的・効果的に普及啓発を行っていただくことが重要である。

各都道府県等におかれては、意思表示を促す取組として、運転免許証や被保険者証の更新時、マイナンバーカードの交付時等の意思表示ツールを取得する場面だけでなく、病院や薬局等の意思表示ツールを使用する場面の他、市区町村役場、公民館、図書館等の公共施設、成人式など行政が主催するイベント等において、(公社)日本臓器移植ネットワーク(以下「JOT」という。)が発行している意思表示に関する資材の積極的な配布及び掲示を行う等、あらゆる機会を捉えて積極的な普及啓発をお願いしたい。

また、普及啓発のツールとしては、リーフレット等の紙媒体だけでなくデジタルサイネージや動画などのデジタルコンテンツも積極的に活用いただきたい。

その他、厚生労働省においては、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、中学生向けのパンフレットを作成し、全国の中学校へ配布している。これに併せ、JOTにおいては、授業で移植医療を取り上げていただく上で参考となる教員向けセミナーの開催、移植を受けた方やドナー家族の方などを授業等に派遣し体験談をお話いただくこと等を、感染防止の観点からWEBでの配信等により実施している。特に、小中学校においてはより一層いのちの教育への重要性も高まっており、中学校の教科書では、道徳が教科化されたこともあり臓器移植を題材とした内容を掲載しているものもある。

各都道府県等おかれては、教育委員会とも連携して、教育現場で活用できる教材やセミナーの開催について情報提供を行う等、授業実施の支援をお願いしたい。

(3) 院内体制整備支援事業について【資料1-8】

平成23年度からJOTの補助事業として、臓器提供に係る医療施設の体制整備を目的とした院内体制整備支援事業を実施しており、平成28年度に施設の現状に合わせた支援を受けられるよう事業内容を改正してから、参加する施設が大きく増加した。しかし、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が難しくなっている現状がある。臓器提供の意思表示が尊重されるためには、臓器提供に係る医療施設の体制整備が不可欠であり、これまで、搬送された医療機関が脳死下臓器提供を実施できない施設であったため、脳死下臓器提供を行うことができなかつた事例も存在する。新型コロナウイルス感染症への対応により各医療機関は大変難しい状況であることは承知しているが、各都道府県におかれては、管内の医療施設に対し、できる限り本事業について有効に活用していただくよう働きかけをお願いしたい。

(4) 臓器提供施設連携体制構築事業について【資料1-9】

臓器提供件数は、施設間で大きな差があり、臓器提供の経験が少ない施設においては、脳死判定やドナー評価・管理等の経験が少ないことによるスタッフの不安や、院内体制が整っていないという状況が存在している。

このため、令和元年度からJOTの補助事業として臓器提供施設連携体制構築事業を展開し、臓器提供事例が多い施設から拠点施設を選定し、臓器提供事例の経験が少ない施設等をグループ化した上で、以下の取組を実施することにより、臓器提供時の地域における連携体制の構築を図っているところである。令和3年度は12の拠点病院を選定し、89の連携病院と連携を行って頂いているところ。

各都道府県、特に、拠点施設が設置されていない県におかれては、管内の医療施設に対して、本事業について積極的に活用していただくよう働きかけをお願いしたい。

(事業内容)

① 臓器提供に関する地域における教育体制の構築

- ・ 拠点施設は、各連携施設における臓器提供に係る院内体制を整備するための助言を行う。具体的には3か月に1回、連携施設の全施設が参加するカンファレンスを開催し、実例を示しながら、臓器提供に至るまでの各手順を確認し、各施設における課題の抽出を行う。

また、研修やカンファレンスにおいて、今般の新型コロナウイルス感染症流行禍においても実施可能となるようオンラインでの方法も取り入れつつ、拠点病院は医師、看護師、検査技師、コーディネーター等の各職種への技術的助言を行い、臓器提供に関わる連携施設職員の育成を行う。

② 臓器提供事例発生時の連携施設への支援体制の構築

- ・ 連携施設において臓器提供が検討される事例が発生した場合、医学的観

点から事務手続きに至るまで、全ての過程において、連携施設からの相談を受け技術的助言を行う。

- ・ 連携施設において、入院患者が「器質的脳障害により深昏睡（GCS）を認める」場合、速やかに拠点病院に連絡する体制を整備し、必要な支援を早期から行う。

③ 意思表示の確認体制の構築

- ・ 臓器の提供に関する意思表示を確実に確認できる体制の実施に努める。

（５）コーディネーターの確保について【資料 1-10】

多くの都道府県において、都道府県コーディネーターが 1 人のみの配置となっていることによる業務負担が課題になっていると承知している。都道府県コーディネーターの設置費用については、連絡調整者設置費として各都道府県当たり 2 人分の費用が地方交付税において措置されているので、積極的に活用されたい。

2. 造血幹細胞移植対策について

（１）骨髄ドナー登録者増加（特に若年層ドナー）に向けて【資料 2-1, 2-2】

造血幹細胞移植（骨髄・末梢血幹細胞移植）における主な課題は、善意の骨髄等ドナーの継続的な協力の確保である。

各都道府県等にご協力いただいたこともあり、新型コロナウイルス感染症の影響があったなかでも、令和 2 年度は約 2 万 7 千人の方々に新規にドナー登録をいただき、令和 2 年度末現在で約 53 万人の方々にドナー登録をいただいているところ。

一方で、現在のドナー登録者のうち、最も多い年齢層は 47 歳の方であり、10 年前(37 歳)と比べドナー登録者の高齢化が進んでいる状況である。高齢ドナーは健康理由等によりコーディネーターリタイアとなる割合が高く、また、骨髄等のドナーとなることができる（骨髄等の提供ができる）年齢は 55 歳以下となっているため、今後、ドナー数の減少が危惧され、コーディネーターへの影響が懸念されている。造血幹細胞移植における安定したドナーを確保するためには、骨髄等の採取まで繋がりやすい若年層を中心にドナー登録の働きかけを行うことが極めて重要である。

各都道府県等におかれては、地域の実情に応じて、若年層が集まる教育機関、ショッピングセンター、イベント会場などでのドナー登録会の開催や若年層向け PR 活動の積極的な実施をお願いしたい。

また、都道府県に対しては「骨髄提供者登録受付業務費」として保健所でのドナー登録に必要な費用が地方交付税措置されているので、積極的に活用頂くとともに、引き続き、保健所でのドナー登録の実施にご協力いただきたい。

（２）骨髄バンク推進連絡協議会について【資料 2-3～2-5】

現在、地域における骨髄バンク事業の推進等を目的とした会議体として、公益財団法人日本骨髄バンクから各都道府県に対し、「骨髄バンク推進連絡協議会」

の設置をお願いしており、移植医療対策推進室からも令和2年1月21日付で室長通知を各都道府県等に発出し、協議会設置等の協力を依頼しているところであるが、令和3年12月時点で、協議会を設置している自治体は35都府県、うち1年以内に協議会を開催した自治体は23府県となっている。

協議会を設置している自治体においては、関係者の相互理解が図られ、ドナー登録会の円滑な開催を行うことができ、全体としてドナー登録者数の増加が認められている。

ついでには、協議会の設置の趣旨を踏まえ、協議会を設置していない自治体におかれては、早期に設置いただくとともに、設置済みの自治体におかれては、定期的に開催いただくことにより、関係者間の相互理解の増進や連携強化を図り、地域における骨髄バンク事業の更なる推進をお願いしたい。

(3) 造血幹細胞移植医療体制整備事業について【資料2-6, 2-7】

本事業は、造血幹細胞移植を受けようとする患者が、どの地域においても、疾病の種類や治療ステージに応じた最適な造血幹細胞移植を受けることができ、さらに造血幹細胞移植を受けた患者が、質の保たれた生活を送り、長期のフォローアップを受けることができる医療提供体制を構築することを目的としており、令和2年度から9ブロック12拠点病院において事業を実施している。また、地域の病院間の連携を強化し、各地域の実情に応じた移植医療提供体制の構築を図ることを目的とし、拠点病院の指名による造血幹細胞移植推進地域拠点病院を概ね各都道府県に1施設程度設置している。

各都道府県等におかれては、本事業の趣旨についてご理解いただくとともに、拠点病院等にも骨髄バンク推進協議会への参加を促すなど関係機関との連携についてご対応をお願いしたい。

(4) 公的さい帯血バンクへの協力について【資料2-8】

造血幹細胞移植の1つである臍帯血移植の実施件数は、平成27年度以降、骨髄・末梢血幹細胞移植の実施件数を上回り、増加傾向にあるが、臍帯血の公開本数（移植に使用できる数）は、近年減少傾向にある。

出生数も減少しているなか、臍帯血の確保が課題であることから、各都道府県等におかれても、公的さい帯血バンクの認知度向上及び公的さい帯血バンクと連携している産科施設（※）、出産を予定しているお母さんに向けた臍帯血提供の協力依頼に係る普及啓発に御協力をお願いしたい。

なお、令和4年度より、「骨髄バンク推進月間」（10月実施）の実施要綱に公的さい帯血バンクの推進を追加することについて、月間名称の変更も含め検討しているので、ご承知おきいただきたい。

※ 公的さい帯血バンクと連携している産科施設は、造血幹細胞移植情報サービス (https://www.bs.jrc.or.jp/bmhc/generalpublic/ml_02_04_saitai.html) を参照